新型コロナウイルス感染症対策に関する 振り返りを踏まえた国への提言

令和 5 年 12 月 27 日 千葉県 新型コロナウイルス感染症については、初めて確認された令和元年 12 月から、感染症法上の「5類感染症」に位置付けが変更となった令和 5 年 5 月 8 日まで、3 年以上にわたり対策に取り組んできた。

前例がない中で取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策で当県が直面した 課題や経験等を踏まえ、次の感染症危機において機動的かつ効果的な対応が可能と なるよう、国への提言をまとめた。

○ 柔軟かつ十分な財政措置及び早期の情報提供

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症対応においては、地域に一定の裁量のある比較的 自由度の高い財源が提供されたが、事業継続の可否や補助対象範囲の大幅な改 正等が直前まで示されず、関係機関との調整が困難な場面があった。

(次の感染症危機において求める対応)

地域の実情等も踏まえ、国においては、地方自治体で速やかに感染症対策を 実施できるよう、柔軟かつ十分な財政措置を講ずるとともに、事業の対象範囲 やスケジュール等について早期に示すこと。

○ 国と地方の役割分担及び感染対策の統一的な基準の明示

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

国から緊急事態宣言時の休業要請の対象施設やまん延防止等重点措置の実施や解除の基準等があらかじめ明確に示されず、同様の感染状況でも都道府県ごとに判断が分かれ、県民・事業者に不安が生じた。

(次の感染症危機において求める対応)

休業要請の対象施設やまん延防止等重点措置の実施や解除の基準など、国が 統一的に決めていく基準の部分の一部を地方の運用に委ねることがないよう 役割分担を明確にすること。

また、統一的な基準を設定する際には、国民や事業者の協力を得られやすくなるよう、あらかじめその基準を示すこと。

○ 都道府県をまたぐ移動自粛要請の効果検証及び見直し

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

都道府県をまたぐ移動の自粛要請については、科学的な知見の蓄積、ワクチンや治療薬の登場後においても行われたことで、過度な自粛にも繋がった。

(次の感染症危機において求める対応)

都道府県をまたぐ移動の自粛要請について、感染拡大防止効果等を検証すること。

また、移動の自粛要請を行う場合には、生活圏を踏まえ、行政区域を越える区域(首都圏や関西圏等)を対象とした対策への見直しを検討すること。

〇 科学的知見やデータに基づく情報発信及び感染対策の検証

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

ウイルスの特性など科学的知見が積み上げられてきた後もリスクや感染対策が強調され続けられたことで社会経済活動との両立を図るうえでの支障や、高齢者等の活動低下による健康への影響などが生じるとともに、学校等においては、子どもたちの成育や学校生活への影響が懸念された。

また、救急や医療に関する状況については、平時からの情報発信が十分ではなく、県民に対し、平時の状況を比較したうえで適切な行動を呼びかけることが困難であった。

(次の感染症危機において求める対応)

国民がリスクや対策の趣旨を正確に理解し適切な感染対策を実施できるよう、科学的知見に基づく説明や平時のデータとの比較など、わかりやすい情報発信を行うとともに、ウイルスの特性や海外を含めて当該時点で得られている最新の科学的知見に基づき、感染対策の検証を継続的に実施すること。

感染対策を緩和していく場面においては、特に子どもたちの成育や教育に不 利益の生じることのないよう、国から積極的にエビデンスを示すこと。

また、新たな感染防止対策は周知・準備期間の必要や関係当事者の政策等への協力関係に影響することから感染対策における政府の情報を可能な限り早期に提示すること。

〇 感染状況の把握範囲等の統一的な基準の明示

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

積極的疫学調査の明確な実施基準が示されず、更に感染者数が1日数千人を 超えるような状況でも、軽症者の就業制限や入院勧告等を含めて業務が見直さ れることなく継続され、感染拡大防止対策に関する保健所業務がひっ迫した。

また、都道府県ごとの感染状況が異なったことから、濃厚接触者調査の重点 化の方針が都道府県間で異なり、千葉県から依頼をしても調査をしない自治体 や、千葉県では調査をしない対象についての依頼がある等、都道府県間を越え る濃厚接触者調査に関し調整が困難な事態が生じた。

(次の感染症危機において求める対応)

感染状況の把握の範囲や方法について、感染状況やウイルスの特性を踏まえ、 機動的に対応するとともに、全国統一的な基準を示すこと。

また、濃厚接触者調査の対象や範囲については、感染対策と実効可能性を鑑みた時機に応じた的確な方針を示すこと。

○ 感染者情報等の公表基準の明示

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症対応においては、感染者のプライバシーなどへの

配慮を含め、国からは、基本方針はしめされたものの、具体的な基準が示されず、死亡者やクラスター等に関する内容について、自治体により公表する内容が異なったり、感染者の細かな情報を公表することが感染拡大の防止に繋がらなくなった時期においても、詳細な情報を公表し続けたり、本部や保健所業務のひっ迫に繋がっていた。

(次の感染症危機において求める対応)

感染症法においては、過去にハンセン病患者等に対するいわれのない差別や 偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓とし今後に生かすこと が必要である旨記載されており、改めて国において感染症の患者等の人権が尊 重されるよう取り組むこと。

また、感染者等に関する情報の公表については、都道府県によって対応が異なることのないよう、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染状況に応じて公表すべき内容について検証した上で、感染状況の段階に応じた全国統一の公表基準等を示すとともに、感染対策上の必要性等を勘案し、公表する情報の選定や、毎日あるいは週単位といった報告・公表の頻度について、随時の見直しを行うこと。

さらに、死亡者に関する状況把握において都道府県ごとに解釈に違いが出ないよう、運用の統一を図ること。

〇 感染拡大時の事務手続きの見直し方針の決定

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

感染症患者医療費公費負担申請において、費用の負担能力を把握するため同一住所にいる者全ての所得証明書等の書類の提出が必要であり、感染者が増加する中、保健所業務を圧迫した。

(次の感染症危機において求める対応)

感染症法に基づく就業制限や入院勧告、医療の公費負担等の事務手続において、感染拡大時における保健所の負担軽減につなげるため、感染者増大時の事務の簡素化や見直しの方針等をあらかじめ定めておくこと。

○ 感染者情報管理システムによる保健所の負担軽減

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

膨大な感染者情報を管理する必要が生じ、また各業務間で迅速に情報を共有する必要が生じた。

さらに、保健所に紙で提出される発生届の内容を HER-SYS に入力し直す必要があり、保健所業務を圧迫した。

(次の感染症危機において求める対応)

感染者情報管理システムを導入する際は、感染者の管理や支援等に係る業務に一元的に利用でき、全国で必要な情報を共有できるよう、HER-SYSから得られた課題をもとに開発、運用を行うこと。また、電磁的な方法による届出等を

必須にするなど、保健所の負担軽減に繋がる取組を推進すること。

さらに、G-MIS 等から得られた課題をもとに医療機関間の情報連携の仕組みの早期整備をすること。

○ 発熱時等の相談体制の整備

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症対応においては、保健所による個別対応が不要な一般的相談内容(感染への不安、受診したほうがよいかどうかの相談、一般的な予防対策など)についても、自治体毎に相談体制を整備する必要があり、非効率であった。

(次の感染症危機において求める対応)

国において、発熱時等の受診相談及び陽性判明後の必要な相談に対応できるよう、AIを活用した相談窓口を設置するなど、効果的、効率的な相談体制を整備すること。

自治体で相談体制を構築する場合には、その費用について、迅速に国による 財政措置をすること。

〇 検査事業の適切な見直し

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

「無料検査事業」については、漠然とした感染不安解消も受検対象とされるなど、検査目的が抽象的で曖昧だったこと、同一人による多数回受検も許容されるなど、事業開始初期において制度設計が不十分であり、当初の目的とされた感染拡大防止効果が確認されず、また、全国的に不正事案が発生するなど、事業の有効性等に課題を残した。

(次の感染症危機において求める対応)

感染症対策の要諦が感染防止対策の徹底と感染者に対する医療体制の提供であることに鑑み、感染拡大期に、感染症の特性に適した、柔軟な検査体制の迅速な構築が可能となるよう、平時から医師会等関係団体と連携を密にするなど、素地の形成に努めること。

また、無症状者に対する検査については、感染拡大防止に有効であったのか検証した上で、ウイルスの特性に応じた感染防止対策の徹底を主眼とした対応を図ること。

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症患者の診療への負担を懸念し、指定・公表以前に 検査・診療を躊躇する医療機関が一定数あり、主に感染拡大期において、一部 の発熱外来に負担が集中する状況が継続した。

(次の感染症危機において求める対応)

ウイルスの特性に応じつつも、一部の発熱外来に負担が偏るようなことのないよう、財政的な措置の具体案を事前に示すなど、幅広い医療機関で対応できるようにすること。

また、医療機関が発熱外来の指定・公表をしやすくするため、必要な感染対 策等の技術的助言を適宜周知すること。

〇 病床確保への支援

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

感染症指定医療機関以外の医療機関にも病床の確保を求めたが、新型コロナウイルス感染症対応で不明確な部分が多かったことなどから、確保を進めた一部の医療機関に負担が集中する状況が継続することとなった。

(次の感染症危機において求める対応)

協定を締結するにあたり、財政的な措置の具体的な試案を事前に明示するなど、幅広い医療機関で対応できるようにすること。

〇 個人防護具の備蓄品目等の明示

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症対応においては、政府行動計画等により新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資を備蓄しなければならないとされていたが、個人防護具等の具体的な品目や数量について計画等に明記されておらず、また、国及び都道府県等による十分な量の備蓄が確保されていなかったため、発生初期に個人防護具の不足が生じた。

(次の感染症危機において求める対応)

国及び都道府県により計画的に備蓄を進めるために、個人防護具の備蓄品目及び数量について明確に示すこと。

また、備蓄に対し、国による財政措置を行うこと。

〇 宿泊療養施設の確保等の枠組み整備

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

宿泊療養の実施については、県が管内の保健所設置市分も取りまとめて枠組みを検討することが示されたが、感染拡大のスピードが速い都市部での感染者急増に対して、宿泊療養施設の早期開設など機動的な対応が困難であった。

(次の感染症危機において求める対応)

国の施策として、一体性をもって速やかに対処するうえでは、宿泊療養に係る費用は全額国の負担とすること。

○ 高齢者施設等における検査体制の整備

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

入所施設においては、頻回検査の実施により陽性者を早期に発見し、隔離等の対応を取ることで、感染拡大の防止に一定の効果があったものと考える。

(次の感染症危機において求める対応)

感染症の発生時に、頻回検査に必要な検査キットの配付や国による財政措置を速やかに行うこと。

また、施設等で実施可能な簡便な検体採取・検査方法を早期に開発・提供すること。

〇 介護人材確保等に係る支援及び事務負担の軽減

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症対応においては、サービス提供体制確保事業により、緊急時の介護人材確保や施設の消毒・清掃等に係るかかり増し経費を助成することにより、高齢者施設の継続的な運営を確保することができたが、申請内容の審査等、助成にあたっての事務処理が膨大であった。

(次の感染症危機において求める対応)

感染症の発生時において、介護人材確保や職場環境の復旧・改善を支援する ため必要な財政措置を行うこと。

また、支援に係る事務負担の軽減等の改善を図ること。

○ 高齢者施設等の協力医療機関の役割整理

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

各高齢者施設は運営基準上、協力医療機関の確保が求められているが、確保 の形態や報酬等について整理されていない。

また、往診等を要請できる医療機関として連携を取った場合の医療機関の位置づけが不明確であり、いまだ往診等を要請できる医療機関を確保することができない高齢者施設がある。

(次の感染症危機において求める対応)

協力医療機関の役割を整理するとともに、医療機関との契約等の在り方や、 実際の往診要請方法等について示すこと。

また、契約等を促進するため、関係機関に対して必要な国による財政措置を 行うこと。

専門的知見を有する医療人材の確保

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症対応においては、社会福祉施設等で発生したクラスターに迅速に対応する必要があったが、当初派遣調整の仕組みが明確でなく、また、クラスターに対応する専門的知見を有する医師、看護師が不足しており対応に苦慮した。

(次の感染症危機において求める対応)

感染症対策に係る専門家の派遣に対し、国による財政措置をするとともに、 国において実施している感染管理認定研修等の充実・強化等により、専門的知 見を有する医療人材について一層の確保をすること。

〇 円滑なワクチン接種体制の構築

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

ワクチン接種においては、市町村における紙接種券の発行、都道府県による 配分量調整や大半の接種機関には間接配送となる流通経路など、自治体の負担 が多く、迅速な接種の実施に課題が残った。

(次の感染症危機において求める対応)

紙媒体による接種券を作成しなくても、被接種者の接種履歴の管理等がなされ、円滑な接種の実施が可能となるよう、デジタル化を着実に推進すること。また、ワクチンについては、季節性インフルエンザワクチン等の他の薬剤と同様の発注・供給体制が可能となるよう、国内の研究開発の促進、製薬会社や卸売業者との調整等を行うこと。

○ 水際対策における体制の整備及び効果・影響の検証

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

県内で患者が増加し病床が逼迫する中、検疫法により外国人や帰国者の患者 も本県の医療機関に入院することとなり、更に病床不足に拍車がかかる形となった。

令和4年10月には、入国者総数の上限の撤廃等、水際対策が大幅に緩和されたものの、緩和の時期が他のG7諸国に比べ、遅いものであった。

また、国際的な人の往来の制限の影響を大きく受ける航空・観光業界等では、 水際対策緩和後、人材不足が深刻な状況となっている。

(次の感染症危機において求める対応)

国内在住者以外に検疫において入国者・帰国者からの相当数の入院患者発生が見込まれることや、患者の国内での住所・居住先が多岐に渡ることを踏まえ、都道府県とも調整の上、平時から国の責任において空港における検査、移送、入院医療等の体制を整えること。

また、入院医療体制を整えるにあたっては、千葉県のみに集中しないように、 千葉県以外の医療機関も調整しておくこと。

都道府県においてこれらの医療体制の確保を行う場合においては、これに伴 う費用について、国による助言や財政措置等を行うこと。

さらに、適時適切に水際対策を実施するため、諸外国との比較も含めた検証 を行うこと。

また、国際的な人の往来の制限により、人材不足が深刻になるなど大きな影響を受けた業界への対策も検証すること。

〇 事業者における感染拡大防止対策の検証

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

新型コロナウイルス感染症の飲食店の認証制度においては、より厳しい感染対策を講じた店舗であれば、営業時間の短縮等の制限が緩和され、営業上の優位が確保されるなど、メリハリをつけた運用が望ましかったが、当初の国の方針では、そうした柔軟な運用ができなかった。

また、飲食店の側では、時短要請と連動した協力金制度が設けられたことで、協力金が支給されるようまん延防止重点措置等の適用を望む意見や、適切な感染防止対策を講じた上で営業時間を確保するよりも、営業時間を短縮して協力金の支給を望むような動きも見られることとなった。

(次の感染症危機において求める対応)

飲食店における感染拡大防止の在り方を検証し、行動制限や時短要請等の影響を受ける事業者の支援について、協力金に代わる仕組みも含め、事前に検討すること。

○ 全国レベルの旅行需要の喚起策の実施

(新型コロナウイルス感染症対策における課題等)

国が直接実施していた GoTo トラベル事業と異なり、全国旅行支援事業などは都道府県が実施することになり、結果的に自治体間で利用客獲得の競争のような状況が生じてしまった。

また、都道府県が実施主体となったにも関わらず、国から事業要件や長期的な実施方針が直前まで示されず、延長等の決定が終了直前で、事業者が販売や広報ができない、利用者が旅行予定を立てられず利用しづらいといった声が寄せられた。

(次の感染症危機において求める対応)

局所的な災害対応と異なり、感染症対応を踏まえた全国レベルの旅行需要の 喚起策については、国において全国的な視点で事業を実施すること。

一方で、地方特有の課題解決のための取組については、臨時交付金などにより必要な財源を確保すること。

旅行需要の喚起には、観光事業者や旅行者が見通しをもって計画を立てられることが必要であり、可能な限り早期に具体的な事業要件と中長期的な実施方針を提示すること。